

●第2章 計画の基本目標

1 計画の基本理念

基本条例第3条では、環境の保全に関する施策を進めるうえでの基本理念として、次のとおり規定しています。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて、次の4項目を基本目標として設定します。

- ・基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築
- ・基本目標Ⅱ：人と自然が共にある環境の保全
- ・基本目標Ⅲ：やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造
- ・基本目標Ⅳ：自主・協働による環境保全活動の促進

2 基本目標の考え方

各基本目標の考え方、対象とする範囲、目標内容は、以下のとおりです。

(1) 基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムがもたらした深刻な環境問題を解決するためには、社会経済活動の全ての段階において、エネルギーや資源の適正利用、廃棄物の発生抑制と再使用、再生利用や適正処理を進め、人の活動による大気環境、水環境などへの負荷が自然の物質循環を損なうことのないよう配慮する必要があります。

このため、基本目標Ⅰは、資源循環、地球温暖化、大気環境、水環境、化学物質対策を対象として、次のとおり設定します。

◆廃棄物の発生抑制を前提とした物質循環の確保やエネルギーの適正利用を進めることにより、環境への負荷を低減し、安全で安心な県民生活を営むことができる持続可能な資源循環型社会の構築をめざします。

(2) 基本目標Ⅱ：人と自然が共にある環境の保全

南北に長い県土と1,000km以上に及ぶ海岸線をもつ本県は、原生的な自然から身近な自然に至るまで多様な特性を有しています。これらの自然は、人が生きるために必要な物質的な恵みのみでなく、精神的なやすらぎと活力を与え、また、地域の特性に応じて形成された生態系は、自然の一員としての人類の生息基盤となるものであることから、人の活動が自然の微妙な均衡を損なうことがなく、将来にわたってより豊かなめぐみを享受できるよう配慮していく必要があります。

このため、基本目標Ⅱは、多様な自然環境（すぐれた自然、里地里山、河川、海岸等）、生物の多様性、自然とのふれあい、森林や農地等の環境保全を対象として、次のとおり設定します。

◆人は生態系の一員であることを認識し、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的な保全に努め、人と自然が共にある環境の保全をめざします。

(3) 基本目標Ⅲ：やすらぎとつらみのある快適な環境の創造

身近な緑、水辺や海辺、見なれた野生動植物の存在や地域の歴史的雰囲気は、日常生活においてやすらぎとつらみを与えるものですが、近年の都市化の進展や効率性を重視した生活基盤整備等により、これらの身近な自然や過去の歴史が育んできた地域の個性が失われてきています。今後、一層の都市化の進展や余暇時間の拡大、高齢化が進む中で、身近な自然にふれあう機会の確保や地域の歴史を生かしたまちづくりなどに配慮したより質の高い快適な環境を創造していく必要があります。

このため、基本目標Ⅲは、身近な自然環境（緑、水辺、海辺、野生動植物の生息・生育地）、景観、歴史的・文化的環境を対象として、次のとおり設定します。

◆身近な緑や水辺などの保全と再生、良好な景観の形成、歴史的・文化的環境の保全などやすらぎとつらみのある快適な環境の保全と創造をめざします。

(4) 基本目標Ⅳ：自主・協働による環境保全活動の促進

最近の環境問題は、都市・生活型公害にとどまらず地球的規模の問題に至るまでの広がりを見せており、その原因もかつての産業公害のような特定の発生源に起因するもの

のみでなく、我々の日常生活からの負荷も無視できないものとなっています。このような幅広い環境問題を解決するためには、住民、事業者、行政といった社会を構成する全ての主体が、自らの行動を環境に配慮したものにするとともに、各主体の協働と連携により環境保全のための活動や国際的な環境保全への協力に取り組んでいく必要があります。

このため、基本目標Ⅳは、環境経営、環境教育・環境学習、地域での環境保全活動、国際的な環境保全協力・貢献を対象として、次のとおり設定します。

◆各主体が自らの行動を環境に配慮したものにするとともに、国際的な環境保全も視野に入れつつ、互いに協働、連携しながら、積極的に環境保全活動に参加する社会の構築をめざします。

